

一般社団法人SCBラボ 会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人SCBラボ（以下、「本団体」という。）の会計処理について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本団体の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本団体の会計は法令、定款及びこの規程の定めによるほか、企業会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計年度)

第4条 本団体の会計年度は、定款第47条の規定により、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第5条 本団体の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第6条 計算書類は次のとおりとする。

(1) 主要簿

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

(2) 補助

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳

2 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

(会計責任者)

第7条 会計責任者は理事とする。

(帳簿書類の保存)

第8条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書） 5年
- (2) 会計帳簿 5年
- (3) 収支予算書、収支計算書 5年
- (4) 会計伝票、証拠書類 5年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予算

(目的)

第9条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第10条 本団体の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(予算の執行)

第11条 予算の執行に当たっては、代表理事の委任を受けて会計責任者が行うものとする

(予備費の計上)

第12条 予測しがたい支出に充てるため、予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第13条 予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の承認を得るものとする。

(予備費の使用)

第14条 予備費を支出する必要があるときは、代表理事の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第15条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第16条 この規程において、金銭とは、現金および預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭の出納)

第18条 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

3 支払は、原則として銀行振込によることとする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

(預金及び印章の管理)

第 19 条 預金の名義人は、代表理事とする。

2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、代表理事の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第 20 条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第 21 条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、年度末のほか、必要に応じ残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 前 2 項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(定義)

第 22 条 物品とは、取得単価額が 5 万円以上の資産をいう。

(物品の管理)

第 23 条 物品の管理のための台帳を備え、管理するものとする。

第 6 章 決算

(計算書類の作成)

第 24 条 本団体は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第 7 章 雑則

(委任)

第 25 条 この規程及び定款または法令の規定以外の事項は、代表理事が別に定める。

(改正)

第 26 条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。